



国 監 告 第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施
した随時監査に係る監査結果を、同条第 9 項の規定により、
別紙のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 25 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 稗 田 美菜子

随時監査結果報告書

1 随時監査

(1) 種 類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

(2) 概 要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 7 年 3 月 3 日（月）から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

イ 実 施

令和 7 年 3 月 21 日（金）

② 対象部局

健康福祉部福祉総務課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和 6 年度国立市一般会計（歳出）

国立市フードパントリー設置補助金（2 月 13 日支払分）

予算科目 03.01.01.18(11)

支 出 額 5,000,000 円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実 施 通 知 令和 7 年 3 月 3 日（月）

② 資料提出期限 令和 7 年 3 月 11 日（火）

③ 事 前 調 査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実 施 監査委員による監査（前記のとおり）

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ 予算の執行の手続きは、適正か。

ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

ア 補助金の交付条件は、適切に付され、要領どおり履行されているか。

イ 補助金の額は、合理的な基準により算出され、妥当な額か。

ウ 補助金の交付時期及び精算時期は、妥当であるか。

エ 補助金の効果は、確認されているか。

(6) 結 果

① 概 評

対象事項を監査した結果、下記のとおり要望する。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 補助金交付決定決裁の決裁区分について

500 万円の補助金交付決定の決裁文書において、決裁区分が、市長決裁（A 決裁）ではなく、副市長決裁（B 決裁）であった。

規定に基づき、適正に事務を執行されるよう要望する。

以上